

加波眞一教授 オーラルヒストリー

聞き手：和田吉弘(法務研究科教授)

和田 加波眞一先生がご退職するにあたりましてオーラルヒストリーを掲載することになりましたので、インタビューを始めたいと思います。今日は研究者になられた動機、就職されるまでのご苦労話、今日に至るまでの思い出話などを中心にお話をお伺いしたいと思っています。

加波 その前に、なぜオーラルヒストリーを受諾したかという理由を、ちょっと述べさせてください。立命館では退職の前に記念講義かオーラルヒストリーの記事を書けるかを選択せざるをえないんですね。いずれかをやれということになっています。やらないという選択肢はないようです。そこで講義ということになると、それなりの用意がいるということ、それには今ちょっとそのようなゆとりがないこと。それもありますけれども、定年を迎えてもう一度、原点を見直したいという思いもあわせて、それでオーラルヒストリー……という少し大きき話なのですけれども、こういうことをさせていただこうかなと思いました。しかし過去を振り返るといのは、なかなか辛いですね。恥ずかしいことの方が多からです。そのため和田吉弘先生におつきあい願うことになり、ご迷惑をおかけすることになりました。申し訳なく存じます。よろしくお願いします。

和田 こちらこそ。まず研究者を志すに至った動機をお伺いしたいと思いますが、はじめから研究者志望でいらっしゃったんですか？

加波 いや、最初は弁護士志望だったんですね。

和田 そうすると大学時代、司法試験の受験準備をしていたというわけですか？

加波 そうです。1971年に神戸大学に入学したのですが、当時はまだ大学

紛争が続いていた時代でした。しかし環境はどうかで、自分で1年生の頃から司法試験の受験の勉強をして、できたら現役合格したいと、そのように現役合格を目指していたわけです。しかし、そもそもどう勉強するのか、どうすれば適切な受験勉強になるのか、その方法を模索していたということですね。その時、弁護士の野田底吾先生と出会い、法律の勉強法を指導してもらうことになりました。

和田 弁護士の野田先生とはどういうきっかけでお知り合いになられたんでしょうか。

加波 神戸大学で憲法問題についての講演会がありまして、その時の演者が野田先生でした。興味ある演題だったので聞きに行ったわけですが、ところが、その講演会にヘルメットをつけた学生団体が乱入してきて、講演を妨害するという事態になったわけです。ちょうど講演のお話の途中で、いいところを妨害されたので、そのとき私は結構、頭にきましてね。その時、何を言ったのかよく覚えてないのですけれども、私がある群に「妨害するな」と説得して追い出したみたいですね。それを先生が覚えておられて、その後、神戸市内で偶然お会いした時に、「事務所が近くなので遊びにければ？」と誘われました。その事務室で「実は司法試験の勉強をしたいのだが……」と相談したわけです。「それなら一肌脱ごうかな」ということを言っていたら、それで勉強会を行うことになりました。

和田 それはどういう勉強会だったんでしょうか？

加波 将来、法曹を目指したいという友人が当時、何人かいましたので、その友人たちといっしょに「六甲ゼミナール」という勉強会を始めることにしました。神戸市内の公共施設を利用して、週に1回ぐらいの割合で勉強会を、野田先生指導のもとに行っていましたね。先生は中央大学の真法会出身でしたので、その真法会譲りの学習方法を伝授していたということですね。これは大変勉強になりました。私の法的思考方法はこの時に形成されたといっても過言ではないですね。法律で食べて

いけそうだという自信もこの時につきました。野田先生との出会いがなければ、法律で食べていこうとは考えなかったかもしれないですね。当時も今も大変感謝していて、感謝してもし尽くせないという思いですね。

この勉強会はだんだんと大きくなって、後の神戸大学の凌法会という司法試験受験団体に発展、解消するに至ります。実は本学の刑事訴訟法の森下弘先生も、同志社大学の国際租税法の占部裕典先生も、この六甲ゼミの出身者です。

和田 そうだったんですか。そうすると先生は当時、司法試験の受験勉強をする受験生だったわけですが、それなのにどうして大学院に進むということになったんでしょうか。

加波 当時は、生意気にも現役合格を目指していました。近畿大学や関西大学で司法試験の模擬試験をやっていたので、私は主に近畿大学に行っていたんです。規模が小さかったので融通がきくということで。模擬試験段階では合格答案が書いていて、講師の弁護士の先生からも「このままなら現役合格も可能だ」と言っていたので、自分でもその気になっていたわけです。しかし実際に受験してみると、短答式問題でつまずきました。これが受からないのですね。後年、理由がわかりましたけども、いわゆる受験勉強をしていなかったということで、準備不足ですね。今から振りかえれば、私自身、大学入試や高校・大学の定期試験を含めていわゆる試験勉強を一つもしていなかったと、今になって思います。しかし、当時はその理由もわからないので、とにかくもう1年トライすれば合格するだろうという根拠なき樂觀から大学院に進学しました。

和田 それで大学院に進学される際の専攻は民事訴訟法だったと思いますが、大学院進学にあたって、なぜ民事訴訟法を専攻されたんでしょうか？

加波 大学2年生でゼミを選ぶ時に、六甲ゼミナールの仲間と、どこがい

いかいろいろと悩んだわけですが、その結果、当時、神戸大学法学部で、最もガラの悪い三先生という噂がありまして、それが民事訴訟法の鈴木正裕先生、民法の石田喜久夫先生、商法の河本一郎先生と言われていました。私たちもかなりの暴れん坊でしたので、そこならまあ追放されずにやっていけるかもということで、どれにしようかなど。噂ですが、最も司法試験に近いゼミということで、民訴の鈴木ゼミにしたというわけですね。その関係で大学院も民訴専攻で進学しましたが、一番の理由は、私が鈴木先生を敬愛していたということでしょうね。

和田 先ほどのお話で司法試験の受験を継続するために進学したということだったと思いますが、それが結局、研究者になられたわけですが、どうして研究者になられたんでしょうか？

加波 鈴木研究室の先輩に天谷進（現在 故人）さんという方がおられました。その方は司法試験にも合格されていたのですが、研究者になるべく大学院で研究されていた人です。その先輩が私のゼミでの発言や大学院の授業での報告等を見て、「研究者に向いているのではないか。研究者になるべきだ」と、勧誘されたわけです。天谷さんの話を聞いているうちに、それもいいかなということで研究者志望に方向を変えたわけです。

和田 鈴木先生もその方向転換を認めてくれたということでしょうか？

加波 いやいや、それが大変だったんですよ。「受験継続のために進学したということなのに、今さら研究者志望とはどういうことか。初心貫徹せよ」ということですね。その通りなんですけども、私としては、天谷先輩の説得がよかったんですね。もう受験生には戻る気分ではなくなっていたので、困ったわけです。いろいろありましたけども、結局、研究者の道を認めていただき、鈴木先生を改めて師匠と呼ぶ関係になったわけです。以来、私は鈴木先生を師匠と呼んでいますけれども。

和田 そのようなことで大学院へ進み、研究者になるという方向をとられたわけですが、そうなるに研究テーマが必要になりますが、どういう研

究テーマを選ばれたんでしょうか。

加波 いや、それが大変でした。いろんなことに手を染めてみたんですけども、どうにもしっくりこない。そんな時にタイタニック号の映画がテレビでありまして——原題は忘れましたが、後に有名になるジェームズ・キャメロン監督のものではなく、それより先に作られていた古い方の映画ですけれども——そのテレビ番組は、映画が終わると、その映画の解説があるんです。その映画解説で、このタイタニック号の事件の後に、フェイルセーフ (fail safe) という発想が工学関係では出てくるということを知りました。要するに、船は必ず沈む、飛んでいる飛行機は必ず落ちる。そのことを前提に、そういう万が一のことが起きた時に、どのようにリスクを最小限にするか、そのことを常に考えて工作物をつくっていくということ、そのようになったというのですね。法律学も、ソーシャル・エンジニアリング (social engineering) と言われるように、社会のしくみをつくっていくという意味で工学といえば工学ですよ。果たして法律学はフェイルセーフという発想をとっているのかと思わせて。裁判でいえば、必ず判断は間違える、それに対して何らかの安全策はあるのかなのか。そういう発想で訴訟での再審理を見ていったら面白いのではないかと。それで、いったいどういう要件の時に適切な再審理が行われるべきか、ということを一統一的に考えていったら面白いかと思ってですね。それで訴訟再審判の研究ということを始めたわけですね。

しかし具体的にどう研究を深めていくのか、進めていくかということになりますと、なかなかよくわからない。とりあえず比較法的な研究から始めよう、ということで始めたわけですけれども、これがなかなか、奥が深くて先が見えてこないわけですね。

当時、私は神戸大学の埴浩先生のフランス民事訴訟法史をとっていたのです。その後、単位を修得してからも指導をしていただきまして、フランス古法をいろいろと勉強していた関係もあって、フランス法の沿

革も含めて、ドイツ、フランスを比較法的にやってみようかと考えていたんです。ところが、これがまたよくわからないのですよ、フランス法というのが調べれば調べるほど。諸先輩の研究もあるんですけど、ほんとにわかりにくくてですね。まあ結局、気がつけば博士課程でのテーマをまとめないといけないので、「フランス法における判決の種類について」（六甲台論集29巻1号）というところでまとめるのが当時としては精いっぱいでしたね。もちろん同時にフランス法以外にいろいろ手広く、この訴訟再審判のテーマで研究はしていたのですが、まとめることができたのはその論文だけでした。この「訴訟再審判」というテーマで研究テーマを確定するのだということ自体が、後で述べる学会報告での報告内容となります。そしてその後、判決確定後の再審判という点から研究したものとして、『再審原理の研究』（信山社・1997年）という本にまとめることとなります。

和田 大学院で一段落された後、就職と言うことになると思うのですけれども、就職される時には、大変ご苦労されたと聞いていますが、実際のところ、どうだったんでしょうか。

加波 そうですね。師匠の鈴木先生は、先生の民事訴訟法ゼミから民事訴訟法の大学院に進学することについては、なぜか消極的だったですね。鈴木ゼミのゼミ生から民事訴訟法の研究者になったのは私のみで、鈴木ゼミ出身者で大学院に行きたいという志望を持った方は、すべて他の研究分野に進んでいます。前述の天谷先輩も、結局、自分で就職先を探してきて南山大学の先生になりましたが、民法ですし（その後急死された）、そして、民訴研究室の先輩も後輩もすべて別の大学または別のゼミから来られた人ばかりですね。たとえば三谷忠之先生は大阪市立大学の小室直人先生のお弟子さんだし、宮里節子先生は琉球大学出身で、堤龍弥（関西学院大学教授）先生は山木戸克己先生のゼミ生ですね。池尻郁夫（現在 故人）さんは大阪大学から来られています。宮川聡（甲南大学教授）さんは京都大学、先ほど亡くなられた宇野聡さんも京都大学、田頭

章一(上智大学教授)さんは熊本大学というふうに、すべて別の大学または別のゼミですね。そういうところがあるなかで、先に研究者への方針変更については先生と一悶着あったという話が出ましたけれども、「進学にあたっては就職は保証できないので、その時は諦めるように」という条件付きであったわけです。しかし言葉半分というか、何とかなるだろうという気でいたんですが、それがオーバードクター(OD)2年目に現実化した、ということですね。

和田 どういうことなのでしょう？

加波 大学院を単位取得満期退学で一応修了するわけですが、その後、いろいろと職場を探していただいていたようですが、なかなかなかったということでした。私より先に後輩の池尻郁夫さんが愛媛大学、宮川聡さんは京都産業大学などにそれぞれ決まっていたわけですが、私には話がなかったようですね。いずれにせよ、「現実には就職先がないので、諦める」と言われたわけですが、これは諦めろといわれれば、それはまあ仕方ないので……。ただ、それにしても後輩連中に就職の話があって自分にはなく、このままやめることになるのかということのはほんとに情けない話で、「やめたらどうだ」というよりもむしろ「やめろ」と言われたようなものですから、その晩は眠れなかったですね。やけ酒を飲んで寝ようとしたんですが、全く目が覚めていくばかりで、あの時の辛さは今でも忘れられないですね。情けないというより、そういう状態になった自分自身に腹が立って仕方がなかったという感じですね。後輩だけでなく、その頃いっしょに研究会をしていた立命館大学の佐藤彰一さん、彼も就職していきました。

「君には研究者としての道はないのだよ」と言われれば、客観的状況としては説得力のある話ではあったわけです。しかし、どう考えても後輩連中より自分が劣っているとは考えられないだけに、「諦めろ」と言われて「はい、そうですか」と納得はできないわけですね。そういう生意気な考え方だったから、就職の話もなかったんでしょうけれどもね。

いずれにせよ、ほんとうに行き詰まった思いをして、さてこれからどうしようかということで悩んでいたんです。その時に、大阪市立大学の松本博之先生から、「北九州大学（現、北九州市立大学）で公募しているので、応募してはどうか」という話をいただいたわけです。まあ、「公募」というのはすでにいくつか受けたのですが、すべて出来合いレースで、本当の公募というのはなかったもので、ましてや北九州大学は九州大学の植民地であるというふうに聞いていたので、まったく思いもしなかった大学です。しかし、松本先生の得た情報では、「どうやら本当の公募のようだ」ということだったわけです。そこで鈴木先生に相談したところ、鈴木先生も元北九州大学の関係者に連絡をとったりして調べていただいたようで、「応募してみる」ということになったわけです。その時の先生の対応は早くて、すぐさま「お土産に論文を書け」ということで、民商法雑誌に弁論再開に関する論文（「口頭弁論再開要件について（一）（二・完）——昭和五六年九月二四日最高裁判決を契機として——」民商法雑誌91巻3号、91巻5号）を書いたわけです。あれは書いたものの、書いたものが「長すぎる。3分の1に削れ」と言われて、たいへん辛かったんですけれども、とにかく書き上げて、それでそれを手土産に公募を受けて、何とか北九州大学の就職が決まったということですね。この弁論再開の論文ですが、これはまあ先ほど「どういうテーマを研究していたんですか」というときの話なんですけど、そのときにもうすでに考えていたテーマでしたので、短期間で書き上げることが無事にできたということですね。しかし、もし松本先生からその話がなかったら、現在の私はなかったということになるので、松本先生には感謝してもしきれない思いを持っています。

和田 そうだったんですか。いろいろご苦労されて就職が決まったということですが、でもその間、本当にまったく就職の話がなかったということなんでしょうか？

加波 いや、全くなかったわけではないです。単位取得満期退学時に話は

あったんです。大阪の私学で某〇大学と北海道の小樽商科大学の二つがあると。師匠の鈴木先生から、「二つ話があるんだけど」と言われたので、「私はどちらが確実ですか？」と聞いたわけです。すると先生は、「それは言えない。わからない。受けてみるしかない」と言われたわけです。両大学とも考えたこともない大学だったので答えに窮したわけですが、当時、理由があって関西を離れることは避けたかったわけです。そこで鈴木先生にその理由を伝えて相談しました。「そういうことなら大阪の某〇大学の話に応じるという手もあるな」ということで、そっちの方でお願いしますとなったわけです。鈴木先生としては実は小樽を勧めていたという話を、後日、知ることになるわけですが、当時の私にはその意図は伝わらなかったんですね。いずれにせよ、この時の判断が致命的だったわけです。大阪の某〇大学の話は潰れることになる。その理由はわかりません。説明もありません。とにかく理事会が反対しているというだけで、それ以上のことはないんですね。まあその後いくつか公募を見つけては受けてはみたんですが、すべてうまくいかない。何だかすべての歯車がずれていくような気がしていたところに、先の「やめたらどうだ」という話が出たので、まったく辛かったわけですね。

和田 う～ん、わあ、そうですか。

加波 だから北九大への就職後もかなりの間、小樽を選ばなかったことを後悔していたんですけども、しかし小樽を選ばなかったことで、実は現・慶應義塾大学の中島弘雅さんと知り合うことになるわけです。彼がその、どういう情報を下にしてたのか知らないのですが、何か私が小樽商科大学に行かなかったことで——少なくとも中島さんはそう思っているようで——中島さんは小樽商科大学に決まった。そういうことなので、「いやあ、あなたですか、小樽を選ばなかった人は」ということです。ね。「いや、私は何も嫌で選ばなかったのではなくって……」「ああ、事情があって選ばなかったんですよ」というような会話から始まったのですが、お互いウマがあうこともあって、以来、友人としてつ

き合うことになるわけですね。そしてこの中島さんの後に、現・同志社大学の川嶋四郎さんが小樽に赴任することになる。そのことでまた、川嶋さんと小樽関係ということで知り合うことになる。川嶋さんはその後、私が北九州大学にいた時に熊本大学に赴任してくるわけで、それでさらに関係は深まって今日に至ると。私も中島さんも川嶋さんもウマがあったので友人関係ができたわけですが、小樽に行かなかったことから始まる関係なので、小樽が結びつけた縁とも言えるわけです。さらに中島さんの後輩で当時、熊本大学にいた宮川知法（現在 故人）さんとも中島さんを通じて友人になった。本当に当時は楽しかったですね。宮川さんも熊本だったし、私も北九州にいたので、九州大学で行われる研究会ではよく顔を合わせていたんですけども、中島さんが真ん中に立ってくれて、より仲良くなれたという感じですね。そして宮川さんも中島さんも東北大学出身なので、これまた東北大学関係の友人関係もつながっていくわけですね。さらに関西では若手研究会というのを、すでに佐藤彰一（現在 國學院大學教授）さんと田邊誠（現在 広島大学教授）さんといっしょに作っていてそれで人脈ができていたんですが、それに北海道関係と東北、九州という関係ができることになったので、かなり広い人脈ができることになったわけです。それがその後、和議法研究会や民訴実態調査研究会という研究会につながっていくことになるので、この間の話はいろいろ面白いことがあるのですが、それは時間の関係で話さないということにしておきましょう。そういうことを考えると、結果的には悪かったとは一概には言えない、今ではそう思っています。人生は不思議と感じています。

和田 いろいろありますね。ところで、学会報告についてもいろいろあったようですね。

加波 ありましたね。

和田 あれは1989年の民事訴訟法学会第59回大会だったのでしょうか。

加波 明治大学であった時ですね。報告テーマは、「再審原理と訴訟再審

理の法理」(民事訴訟雑誌36号)でした。あの時に初めて個別報告が二部構成になったんですよ。それまでは一部構成でした。今はまた一部構成に戻っていますが……。それで、二部構成になったので、各報告者の報告する部屋にいったい何人の聴講者が来るのかということがわからないと、事前に報告資料、レジユメを刷れないわけですね。いったい何人集まるのかということは、民訴学会の担当理事しかわからないんですよ。私も当時、理事でしたが、その部分の情報は担当理事さんしか知らないわけですね。当時、その担当理事は井上治典先生だったんですけれども、2週間ぐらい前にその時の報告原稿と資料を井上先生のところの手紙でお届けして、「こういうものを作ったんだけど、いったい何部刷ればいいのか、私が事前に刷るのか、それとも会場で刷ってもらえるのか、それも含めて教えていただければ助かります」ということで、手紙を出したんですね。ところが何の音沙汰もなく、当日を迎えるわけです。私はてっきりもう会場で資料は刷ってもらっているものだと思っていた。たしか午後1時から報告が始まると。自分は理事だったので、直前まで次の日の総会で決める最終的な詰めをする理事会に参加していました。昼食を取りながら会議をしていたわけなんですけれども、その会議が終わって「さあ出ましょう」と思ったら、井上先生がやってきて、「加波君、今日の君の報告の資料だけでも、あれは君が準備することになっている」と言われて……。 「いやいや、もう始まりますよ。今からじゃ間に合わないじゃないですか。もう少し早く言ってくれば何とかだったのに」と言ったわけなんですけれども、もはや後の祭りで時間がないですね。仕方がないので「何とかします」と言って、ただ始まるまであと10分ほど時間がありましたので、その間どうしたらよいかと思って「会場の中で待っていたらいいですか?」と尋ねたら、「いや、控室があるからそこで待っていてください」とのことです。それで「控室で待っていれば、始まる前に知らせてもらえるんですか?」と尋ねたら、「知らせに行くから」と。それで控室で待っていたら、時間に

なってもいつまで経っても誰も言いに来ない。「おかしいな」と思って、報告会場に行ったら、井上先生が「加波さん、どこですか?」と私を探している声がある。「あなたね、私に控え室にいたらいいって言ったじゃないですか」と思ったんだけどね。

和田 うわ～。

加波 まあ、治典先生はそういうところがありましたよね。そうして報告をしたのですが、その時、司会を務めていただいたのが慶應義塾大学の坂原正夫先生でした。さて、報告が終わって質疑応答の段階になったわけですが、何と、わが師匠の鈴木正裕先生が手を挙げて「質問があります!」と。

実は、個別報告をする前に関西の研究会で一度、みなさんに報告を聞いていただいて、いろいろとご意見をいただいた上で、修正をして本番に臨むということが——今もしているんだろうと思いますが——当時もあったのです。それで、私は関西で事前に報告をしていたんです。鈴木先生は本当に私に関しては親身になって指導していただいていた、私が報告する時は大抵、鈴木先生は出席して、いろいろ「ああだ、こうだ」と言っていたいたんですけれども、ところがその時に限って来られていない。参加されていないわけです。あれっと思って一応その、先生には中身をちょっとでも聞いてもらいたかったので、もう一度、関西には研究会が二つあるんですが、もう一つ違うところでも報告したんです。ところが、その時も欠席された。今は体調がすぐれないのであまり研究会には来られませんが、その当時はほとんど欠席されない先生だったんです。それが2回とも欠席されたので、「これは、もしかしたら」と思ったんですよ。

というのは、鈴木先生自身が初めて学会報告をされた時、既判力に関する報告でしたが、鈴木先生の当時の指導教官である中田淳一（当時京都大学教授）先生に、「こういう報告をするつもりなんだけれども」と中身を見せに行ったら、「この報告には問題がある」と言われたような

んです。そこで「どこが問題なんですか？」と尋ねたら、「それがわからんようじゃだめだ」と言われて大変困ったということを、私、以前に聞いているんです。それで、鈴木先生がもういくら考えてもわからないので、「まあ、いいや」と思って仕方なく学会報告されたら、中田先生が立ち上がって「質問！」ということで。これがなかなかその質問の主旨がわからなかったそうなんです。その時、同じく兼子一（当時東京大学教授）先生も同旨の質問をされたらしいんですが、よくわからなかったと言われていましたね。「あれは、難儀だった〜」ということを知っていたんです。もしかしたら、その同じことを私の時にするんじゃないのかなと。関西でイチビリと言うんですけれども、そういうところがちょっと師匠にはありましてね。それなので、ちょっと覚悟はしていたんです。もし鈴木先生が質問されるとすれば「ここだろう」と思って、そのための資料を用意していたわけです。それが当日までの治典先生とのやりとりの手違いから用意できなかった。しかし、しっかりそこを質問されたわけです。

加えて「加波君は、私の形式的な弟子ですが……」と、こう言うわけですよ。

和田（爆笑）

加波 「形式的」って何だ?! これってね、ハタから聞いていたら、弟子だけど、形式でしょ？ そうして質問するんでしょう？ 指導教官が質問する場合がありますけれど、それは結構、自分の弟子をヨイショするために質問する場合でしょう。本格的に問題提起して、その上に「形式的な弟子だけども」ということで、「日頃から言っていることなんだが、なかなか言うことを聞かない。今回もテーマについて資料等もなく、根拠も薄弱な内容のことを言っている。しっかり詰めてくるようにと言っていたんだが」と言われるのです。「いや、資料は用意していたんですよ」と言ってその内容を言いたいんですが、それはもう言えないので、仕方なく、「いや、自分としてはそれなりの答えを用意しているつもり

なのですが、手違いで今日その内容を資料としてお示しできなかったの
で、次回、論文というかたちでその点はお答えしたいと思います」と
言って、何とかそこをおさめたわけですね。

そうしたら、北海道大学の小山昇先生が心配をされて立ち上がって、
「弟子と指導教官の間で、何か齟齬があるようだ」と。「いやいや、齟齬
はないんですけど……」と言いたかったんですが、明らかに心配され
ていましたね。「二人の矛盾も決して矛盾ではないんだ。比較法的な研
究をすれば、その二つはアウフヘーベン (aufheben) されるはずだ」と、
「これは、質問ではなく、私の意見だ」ということを言っていたとき、
ありがたかったですね。小山先生からは、この報告前に暖かい励ましの
手紙などをいただいていた、当時、それなりに評価していただいていた
ようなので、ご心配をお掛けしたようですね。

この「形式的」弟子発言のときに、すかさず爆笑が起きましたので、
事情を知る関西系の先生方からは、また、イチビリをやっている、と理解
されていたのですが、関東系の先生には誤解されたのではないで
しょうか。

この報告終了後、井上正三先生からは、よほど応援の発言をしようか
と思ったが、自分が発言するとかえってややこしくなると思ったので
黙っていた、よくがんばった、とか、草野芳郎先生（当時は、福岡高裁判
事）からは、鈴木発言に堂々と答えていたところがよかったとか、後
年、福永有利先生からは、加波君は、鳴り物入りで学会に登場した、と
言われるなど、様々な発言がありましたので、鈴木発言が「受けた」こ
とは間違いのないでしょうね。

ところが今度は河野正憲先生が立ち上がって、「私も質問がある」と。
河野先生は当時、私と同じ北九州大学で、私が北九州大学に応募した時
に、河野先生が採用担当者として採ってくれたんですね。もし河野先生
が「こいつは……」と否定的なことを言われていたら北九州大学の公募
には受かっていなかった。松本先生にももちろん恩義はありますが、河

野先生にも大恩義がありまして、しかも河野先生も議論が好きな先生なので、大学でも先生とよく議論をしていたんですね。ですから、この報告の内容も当然議論していて、ある時、河野先生が「再審訴訟については、こういう問題点があるんだけど、どう思う？」と質問をされたんですね。「確かにそれは私も考えていますが、ただ現時点ではまだ最終回答をつけかねているんです。もう少し待ってもらえませんか」と言ったその問題を質問してきたんですよ。「先週、『答えられない』って言ったじゃないの」と言いたかったですね。

和田 わあ。

加波 これも下手をすれば、なんだあれは?! 彼は上司ですからね。彼は教授で、私はまだ講師だった時代ですから。同じ職場でなにやら不穏なことになっているんじゃないかと誤解されても困りますので、「決して仲が悪いわけではありません」とか言ってね。「それはこの前、実は質問を受けたことでして、それは『今まだ答えるには至らない段階です』と言って答えを留保させてもらったわけですけども、1週間経ってもなかなか答えが出なかったの、まだ留保中です。また追って、その点もお答えしたいと思います」と言って何とか終わったんです。

和田 そうですか。

加波 それで、その報告が終わってからうろうろしておりましたら、高橋宏志先生と井上治典先生がやってきて、「今日、ちょっと夜つきあえ」と。初めてお二人に、私と熊本大学の宮川知法さんが呼ばれまして、慰労会をもらったんですね。あれも、うれしかったですね。本当に。どういうふうにも私の報告は受け止められているのかなと不安に思っていたら、さすがに高橋先生と治典先生は理解してくださっていて、「よくがんばった」ということで慰労してもらったんです。その時に治典先生が、「なんである時、もっと喧嘩しなかったんだ」と言われまして……。しかし、「喧嘩しようにも資料の準備ができなかったじゃないですか」とお話しして。そういう話がありました。

この学会の後、鈴木ゼミのOB会（せいご会）というのがありまして、その集まりの日がちょうど迫っていた。その少し前の研究会で鈴木先生とお会いすることがあったので、「せいご会でまたお会いできるのを楽しみにしています」と言いましたら、鈴木先生が、「今回の学会の件は、（せいご会で）話をするのか？」とうれしそうに、少なくとも私にはそう感じられたのですが、言われましたので、ああ、やはり、あれは鈴木先生はイチビッてやっていたんだなと思いました。そういう思い出のある研究報告でした。

ちなみに、この報告時に問われた問題は、全てその後の論文で回答しています。例えば、資料の提出がない、といわれた点ですが、それに対しては、「ドイツ民事訴訟法における再審事由の沿革的素描（一）（二）」（北九州大学法政論集14巻3号，18巻1号）や、「オーストリア民事訴訟法における再審制度の展開」（北九州大学法政論集24巻4号），また、「（民事）判決無効の法理（一）（二）（三・完）」（北九州大学法政論集21巻2号，21巻4号，22巻2号）などで答えました。その後、これらを元に書き下したのが『再審原理の研究』（信山社・1997年）です。

和田 今でこそ笑ってお聞きできるお話ですけれど、当時は大変辛い理不尽な状況におかれたというご経験だったということですね。

加波 いやー、私自身もイチビリをするタイプでしたし、加波には何を言っても笑い話ですまされる、と思われていたところはありますので、自業自得というべきでしょう。しかし、つくづく鈴木先生には、その後も公私にわたり、いろいろお世話になっています。結婚式の仲人になってもらい、その後、大学を変わる時にもご相談にのっていただきまして、ほんとに感謝にたえない思いです。原点を振りかえるということできずっと思い直してみたのですが、考えてみれば多くの人に迷惑をかけながら、支えられながら何とかここまでやってこられたという気持ちですね。感謝しております。

和田 これまで加波先生は、ご立派な業績をたくさん積み上げてこられ

て、鈴木先生もきっと喜んでいらっしゃると思います。

加波 いや、「足らん」と思っておられると思いますよ。「もっとやれたはずだ」と。いつも松本先生にも怒られているんです。「お前、さぼっている」と言われてます。亡くなられた井上治典先生も、そういうふうに思われていたみたいで、会って「お久しぶりです」と言うたびに、必ず「論文書いているか?」と言われていました。まあ、40歳くらいまでちょうど歴史的な勉強をしていたので、なかなか書けないんですね。資料を読み込むんですが、よくわからない。書けない時期がずっと続いていて。他にも大学行政とかもいろいろありまして、どうしても書けない時期がありまして、その時期にちょうど治典先生に会うたびに、「書いているか〜?」と言われてですね。あれは辛かったですね。松本先生には、「お前さぼっている」と言われるし。確かにさぼっていると言われればさぼっているわけですが。

和田 いえいえ。井上治典先生もいらっしゃらなくなって、叱咤激励していただくことはできないわけですが、鈴木先生、松本先生にはぜひ長生きしていただいて、これからも加波先生にいい刺激を与えてくださるのではないかと思いますけれども。

加波 いやいや、僕たちはもうそろそろ、これからは後輩に自分たちが先輩からしてもらったように、胸を貸すような後輩指導をもっとしっかりしないといけないんでしょうね。今日もこういう報告で、ひとつの反面教師としてもらえたらと思っています。

和田 さて、まだ少し時間があるので、『再審原理の研究』を作成される上での思い出などについてお伺いしましょうか。

加波 そうですね。この本の作成過程には現在でも公表できない裏話があります。この本は、北九大法学部叢書の一冊として出版されました。それまでは、九大出版会から、その一環として出されていたのを、事情があって九大出版会とは独立した北九大法学部叢書刊行会という組織を立ち上げた上で出版したものです。それには本当にいろいろな苦労があり

ました。私は、その組織を立ち上げた責任者のひとりです。出版社の選定・交渉からいろいろやりました。著書では、通常、作成上お世話になった人への謝辞を書きます。学恩という点では、第一に我が師匠である鈴木先生の名を載せるべきところ、その名前がない。何も、先の学会報告で「形式的な」弟子だと言われたので、「形式的」に意趣返しをしたわけではありません。師匠の名前を載せることを差し控えるべき事情があったというしかないですね。何か、風が吹けば桶屋がもうかる、というようなとりとめのない話で申し訳ないのですが、それ以上のことは言えないわけです。せっかくなので、この場を借りて、その点につき鈴木先生にお詫びを申し上げたいと思います。

また、この本は、在外研究の話とも繋がります。私は、北九大時代にドイツに在外研究を行う機会をいただきました。目的地はフランクフルト大学ですが、当時、北九大法学部と学術交流をしていたゲッティンゲン大学法学部も訪問してくるようになり、ということで在外研究の前半はゲッティンゲン大学に滞在したわけです。研究テーマは、先にお話した訴訟再審理研究のための再審訴訟の歴史的展開の研究です。どのような法的根拠で、確定した判決であっても再審判できると考えるのか、その再審判を認める再審事由とは何か、ということの法制史的研究です。しかも、この再審事由は判決無効事由とも内容上重なっている。両者の関係はどのように考えられていたのか、ということに沿革的に考察しようという研究です。この研究は、学会報告で指摘された「資料」の完全性を確保するためのものでもありました。この研究を完成させて、従来から公表してきた論文を本にまとめようと考えた訳です。

ゲッティンゲン大学の図書館（1734年設立、蔵書350万冊以上）にはかなり古い時代の文献も相当数保管されていますので、大変研究は進みました。また、フランクフルト大学では、ヴォルフ（Manfred Wolf）先生のお世話になったのですが、先生が私の研究テーマの話聞いて、マックス・プランク欧州法制史研究所を紹介してくれました。そのため、フラ

ンクフルト滞在時は、フランクフルト大学ではなく、マックス・プランク欧州法制史研究所に入り浸ることになりました。ここでも、研究所職員の皆さんの暖かい援助もあり、大いに研究は進みました。相当数の文献を調査しましたが、著書作成に利用できた文献は少なかったですね。確実な資料として利用できる文献というのが少ないということです。こればかりは、実際に一次資料としての原本に当たって見て初めて解ることです。

和田 相当、苦勞されて調査された結果作成された著書だということがよくわかる話ですね。

ほかに、著書作成以外で、何か思い出になるようなお話はお伺いできないでしょうか。

加波 そうですね、北九大時代のゼミ生と摂南大学時代のゼミ生は思い出深いですね。

まず、北九大時代のゼミ生ですね。北九大では私が赴任した直後に、夜間部が作られました。その夜間部の授業が終わると学生さんが何人か私のところに来て、ゼミをしてくれないか、と言うのです。「どうしてそういう要望をするのか」と聞くと、私の民訴の授業を聞いて大変論理的でおもしろいので、もっと議論のできるゼミならもっとおもしろいかもしれないという趣旨でした。「昼間部の学生は難しい科目だと言って敬遠しているのに、どこがおもしろいのか」と聞くと、確かに難しいが、先生の講義は、その難しい問題を手際よく論理的に分かるように解説されるので、そこがおもしろいという趣旨のことを言うわけです。そこまで言われれば、教師冥利に尽きますよね。夜間部のゼミは全教員が担当するのではなく、割当制で担当が決まっており、私はその年は担当しない年でした。そこで、ゼミをするのはやぶさかではないが、単位はつかない自主ゼミとなるが、それでもいいか、と言ったのですが、それで結構、単位など関係ない、と言うので始めたゼミです。

当初は、どこまで本気か疑問もありました。みなさん、8名(男性4

名、女性4名)ほどでしたが、全員すでに民間企業の正社員や公務員として職業に就かれていますので、自主ゼミをするとしても夜間しかなく、かつ、夜間の授業後となると、午後9時以降になる。そこからゼミをするわけです。かなりお疲れと思うのですが、初日から熱気にあふれるゼミとなりました。1時間で終わるはずが終わらず、11時くらいになっても、この論点を解決するまでがんばろう、という感じでした。結局、初日に午前12時まで議論してやっと終わりましたが、今日は本当におもしろかった、と言って帰って行きましたね。それからは、遅いときは真夜中の3時頃までやったことがあります。次の日、職場に起きて行けるか疑問に思いましたが、全員、職場に遅刻することもなく、そういうゼミをやりながら、卒業を迎えました。

しかも、もっと私と一緒にゼミを続けたいというのです。しかし、いくらOBといえども、学生の身分なく、夜中まで大学のゼミ室を使っているというのは問題でしょう。そこで、何と、北九大の大学院に進学するか、という話になりました。

その結果、4名(男性2名、女性2名)が大学院修士課程に進学したのです。そこに、学部時代は昼間部の民法ゼミに所属していたT君が加わり5人となりました。このT君は筋ジストロフィーとの闘病で日々体が衰えていくという中、車イスで勉強を続けていた方でしたが、大変優秀な学生でした。大学院の2年目に奨学金を得てアメリカに短期ですが留学をされ、卒業後は直ちに司法書士試験に合格されて、現在も闘病しながら北九州市で司法書士として活躍されています。T君には教えるよりも教えられることの方が多かったですね。いずれにせよ、地方の2年間の修士課程のみの大学院ですので、全員でも10名もいません。そのうち5名が民訴専攻者ですので、北九大の院生といえれば民訴研究生であると断言はできないが、高度の蓋然性をもって民訴研究生であるとの推定が働く、などと言われたこともある状況になりました。もちろん、夜間の大学院などはその当時北九大にはありません。しかし、T君を除いて、

他の4名の皆さんは定職に就いていますので、夜間しか授業できない。しかし、その頃には、すでに伝説的な学生グループになっていましたので、事実上の夜間開講に協力していただける先生もいて、とうとう大学院も修了することができました。そのゼミ生の中には、北九州市の用務員さんもいて、校長先生より学歴の高い用務員さん、として有名になったりもしました。この人たちとは、九州と関西と住む場所は離れてしまいましたが、今も付き合っています。

その北九大を離れて赴任した摂南大学でも忘れられないゼミ生ができました。

これは1年生の基礎ゼミでしたが、1年生のうちに法学検定試験4級にゼミの10名中8名、すなわち8割が合格しました。

1年生の基礎ゼミで何をしようか、という話の中で、何かに挑戦しようということになりました。そこで、就職のためには法学検定試験に受かっているというのは有利ではないか、ということになって、法学検定試験合格を目指そう、ということになったわけです。しかし、4級といっても、憲法、民法、刑法が問われるわけで、しかも、その科目内容は3年生時開講のものもありました。どうすべきか。そのような状況で、全国合格率6割のみ。摂南大学法学部も3年生がむりやり受験させられていましたが、合格率は2～3割しかなかったと思います。しかし、そういう状況下でも、結果としては、1年生で法学検定試験4級の合格率が8割あったのですから、摂南大学としては、偉業といってもよいのではないのでしょうか。私の3年生の民訴ゼミ生ももちろん8割以上の合格率を誇っていましたが、何せ、このゼミは1年生ですからね。このゼミ生達は卒業まで面倒を見たかったのですが、私が京都産業大学法科大学院に移籍することになり、彼らが2年生の時に別れることになってしまいました。彼らからは盛大なお別れ会をしてもらいましたが、別れは残念でした。

和田 どのような教育・演習をしたのですか。

加波 その点はよく聞かれました。私がまだ院生の頃、阪神受験という、当時は大阪では大手の有名中学受験専門の予備校でアルバイトをしていました。国語担当の講師として勤め始めた頃は、ただの一講師でしたが、そこで働くうちに学ぶところもあって、博士後期課程の頃には、部門の責任者になっていました。そして、有名中学入学のための入試対策用教材作成や教育プログラム策定も担当するようになっていました。そこで、受験・入試というものはどういうものか、よく研究させてもらったわけです。この段階で、なぜ、自分が司法試験の択一試験に合格しなかったのか、よく理解できました。遅すぎましたが。自分が、大学の定期試験も含めて、試験というものを全く理解していない、というか、理解しようとしてもしていなかったことが理解できましたね。要するに、そのときにとった杵柄ということで、対策を考えたわけです。具体的な作戦内容は営業秘密ということでご勘弁ください。

しかし、いくらい作戦を策定しても、それを実行するのは学生です。そのときのゼミ生は喜んでその作戦を実行してくれたわけです。やろうとしても能力がなくてはできません。しかし、それをやり遂げたわけですから、充分、能力のある学生であったというべきでしょうね。

和田 まだまだ話は尽きないのですが、そろそろ時間になりましたので、このあたりで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

加波 こちらこそ、ほんとに長い間、おつきあいいただきありがとうございます。ありがとうございました。

(このインタビューは、2016年11月29日に行われました)